

終活

ご存知ですか？シリーズ⑮
—越境してきた木の枝切除はダメ？—

越境してきた木の

枝切除はOK！



隣の空き家から境界を越えて木の枝が伸び、ケムシが湧いて困っています。勝手に隣地に入り、枝を切り取って問題ないでしょうか？

Q 越境してきた隣の木の枝は所有者しか切れないのでは？

A 隣の土地から境界を越えて伸びてきた木の「根」を、越境された側が勝手に切ることに問題はありません。しかし木の「枝」を越境された側が勝手に切り取ることはできません。所有者に切ってもらおうか、それが不可能なら裁判を起こして切除請求するのがこれまでの手順でした。ところが、本年4月からは木の「枝」も越境された側が勝手に切り取ることが可能になりました。

Q なぜ木の枝も切れるようになったの？

があります。隣地が共有の場合は、所有者全員に催告が必要です。ただ、裁判で切除請求する場合は共有者全員でなく、だれか一人にでも切除判決がでると枝の切り取りが可能となる点が改正前と大きく異なる点です。

次に②、竹木の所有者が不明または所在が不明なとき。但し不動産登記簿や住民票などの調査が必要不可欠です。最後に③、急迫の事情があるとき。越境した大きな枝が台風で屋根の上に倒れ瓦が割れ、雨漏りしているなどのケースです。

A 近年、所有者が不明な空き家や空き地が増加し、これまでの切除ルールでは対応できなくなったからです。所有者不明では裁判も起こせません。切除のたびに裁判も非現実的です。本年4月からの民法改正では、越境された側は木の所有者に対して枝を切り取らせるという原則を維持しつつ、一定の要件を満たせば、自らが木の枝を切り取ることが可能となりました。

本改正のメリットは住民だけでなく行政にもあります。空き家から歩道や車道にはみ出す生い茂った木の切除が容易にできるようになるからです。

Q 隣の枝が切り取れる要件とは？

A 改正民法では、まず①竹木の所有者に枝の切除を催告したにもかかわらず、相当の期間内に切除しないとき。

Q 越境された枝を切るために隣家に入ってもOK？

A 竹木の所有者には、越境した枝を切り取るために必要な時間的猶予を与えるという観点から、2週間くらいと考えられています。また、枝の切除費用は木の所有者が負っている切除義務を免れていることから、所有者に請求することができます。ただし、切除した木の枝・果実などは切り取った人の所有物となりますので、果物も含め自由に処分できます。

催告方法には電話・メール・書面等

越境した「竹木の切除ルール」が変わりました！

改正前（令和5年3月まで）	改正後（令和5年4月以降）
(1) 隣の土地から木の枝が越境してきたら、勝手に切るのは違法。木の所有者に枝を切り取ってもらおう。	(1) 越境された土地の所有者が隣の木の枝を切り取るには、下記の要件が必要。 ①所有者に催告したが、相当期間内に切除されない場合 ②所有者が不明、または所有者の所在が不明の場合 ③急迫の事情がある場合 (2) 共有の場合は、単独でも切除可能
(2) 土地が共有の場合は全員の同意が必要。	(3) 切除請求する場合、共有者全員を相手にする必要はない。一部の共有者が所在不明の場合は、催告も請求も不要。
(3) 越境してきた木を切るには裁判で切除請求する。	(4) 改正前と同じ。
(4) 隣の土地から木の根が越境してきたら勝手に切っても問題なし	

A 枝の切除のため隣家の土地に立ち入ることはできません。ただし、切除のために必要な範囲内に限ることは言うまでもありません。隣地の所有者と使用者が違う場合は事前に使用者の承諾が必要となります。